

三浦市空家等相談業務実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、空家等の発生予防及び利活用の促進を図るため、空家等の所有者等が空家等の管理、利活用等について相談できるよう空家等相談員を派遣するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。

(2) 所有者等 空家等の所有者又は所有者から委任を受けた者をいう。

(3) 空家等相談員 次に掲げる業務のうち、いずれかの業務に5年以上現に従事している者で、市長と業務委託契約を締結した事業者（以下「事業者」という。）が指定したもの

ア 不動産の開発・分譲業務、流通業務及びこれらの業務に伴う企画、調査、研究等の業務

イ 不動産賃貸業における不動産の賃貸業務及び当該業務に伴う企画、調査、研究等の業務

ウ その他市長が適当と認める業務

(相談業務)

第3条 空家等相談員は、空家等の状況を踏まえた管理、利活用等に関する助言を所有者等に対して行うものとする。

2 相談業務は、1時間程度とし、相談の対象となる空家等（以下「対象空家等」という。）の所在地にて行うものとする。ただし、所有者等と空家等相談員が協議し、対象空家等の所在地以外の場所で行う場合については、この限りではない。

3 相談業務は、原則として空家等相談員1名で行うものとする。

4 空家等相談員は、相談業務を行うときは、市長が交付する空家等相談員証（第1号様式）を携帯し、所有者等から請求があった場合はこれを提示しなければならない。

5 相談業務の委託料は、業務委託契約書の規定に基づき、市長が事業者を支払うものとする。

(対象空家等)

第4条 対象空家等は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 本市の区域内に存する空家等であること。

(2) 現に居住その他の使用がなされていない空家等であること。

(申請対象者)

第5条 空家等相談員の派遣を申請できる者は、対象空家等の所有者等とする。
ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(申請方法)

第6条 空家等相談員の派遣を申請する者（以下「申請者」という。）は、空家等相談員派遣申請書（第2号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

(1) 対象空家等の付近見取図

(2) 所有図書等関係書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(相談費用)

第7条 空家等相談員の派遣に係る申請者の負担額は、無料とする。

(派遣の実施)

第8条 市長は、空家等相談員派遣申請書の提出があった場合は、内容を審査し、派遣することが適当であると認めるときは、事業者に派遣依頼をするとともに、申請者に対し、空家等相談員派遣決定通知書（第3号様式）を通知するものとする。

2 前項の派遣依頼を受けた事業者は、申請者と派遣日時を調整し、相談業務を実施するものとする。

3 申請者は、空家等相談員派遣決定通知書の交付を受けた後、派遣の中止をしようとするときは、空家等相談員派遣中止届出書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

4 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定に基づく空家等相談員派遣の決定を取り消すものとする。

(1) 不正の行為により空家等相談員派遣の決定を受けたとき。

(2) 空家等相談員と派遣場所等の協議が整わないとき。

(3) 前項の届出をせずに空家等相談員派遣を中止したとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

(所見書の提出)

第9条 相談業務を実施した空家等相談員は、空家等相談業務実施報告書兼所見書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(所見書の通知)

第10条 市長は、前条の所見書を受理したときは、内容を確認し、派遣業務が適切に行われたと認めるときは、所見書を申請者に通知するものとする。

(事故報告)

第 11 条 事業者は、空家等相談員派遣中に事故等があった場合は、速やかに市長に報告するものとする。

(委任)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。